

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 六月 二十九日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こころのケアセンターふよう	青森市雲谷字山吹九三―一	令和八年七月一日
井上整形外科	青森市石江字江渡三七―七	令和八年七月一日
田原小児科医院	青森市浪岡大字浪岡字細田一〇三―一	令和八年七月二十八日
さとう耳鼻咽喉科医院	弘前市田園四丁目七―七	令和八年七月一日
医療法人哲心会 伴内科心臓血管クリニック	八戸市売市一丁目四番五号	令和八年七月九日

